

産業建設委員協議会記録

| | |
|-----------|--|
| 開 会 年 月 日 | 平成 26 年 6 月 13 日 |
| 開 会 時 刻 | 午後 1 時 32 分 |
| 閉 会 時 刻 | 午後 3 時 2 分 |
| 出 席 委 員 名 | ◎宿 典泰 ○上田 修一 上村 和生 北村 勝 |
| | 辻 孝記 山根 隆司 杉村 定男 浜口 和久 |
| | 山本 正一 |
| | 世古口新吾議長 |
| 欠 席 委 員 名 | |
| 署 名 者 | な し |
| 担 当 書 記 | 中野 諭 |
| 協 議 案 件 | 自転車等駐車対策その後の経過について |
| | 伊勢市都市計画公園の見直しについて |
| | 第 2 次行財政改革大綱の総括について |
| | 伊勢市都市公園長寿命化計画について《報告案件》 |
| | 伊勢市営住宅等長寿命化計画について《報告案件》 |
| | 全国菓子博覧会について《報告案件》 |
| | 流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更(第 4 期)その後の経過について《報告案件》 |
| | 水道管の破損事故その後の経過について《報告案件》 |
| 説 明 者 | 産業観光部長、商工労政課長 |
| | 都市整備部長、都市整備部次長、交通政策課長 |
| | 都市計画課長、維持課副参事、建築住宅課副参事 |
| | 上水道部次長、上水道課長、下水道建設課長 |
| | 情報戦略局長、情報調査室長、その他関係参与 |

☆協議経過並びに概要

宿委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「自転車等駐車対策その後の経過について」、「伊勢市都市計画公園の見直しについて」、「第2次行財政改革大綱の総括について」の説明を当局から順次受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

次に報告案件として「伊勢市都市公園長寿命化計画について」、「伊勢市営住宅等長寿命化計画について」、「全国菓子博覧会について」、「流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更（第4期）その後の経過について」、「水道管の破損事故その後の経過について」「一級河川宮川改修その後の経過について」の報告を当局から順次受け、若干の質疑を行った後、聞きおくこととした。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午後1時32分

◎宿 典泰委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、協議案件として「自転車等駐車対策その後の経過について」、2点目が「伊勢市都市計画公園の見直しについて」、3点目が「第2次行財政改革大綱の総括について」以上の3件と、報告案件として「伊勢市都市公園長寿命化計画について」、2点目が「伊勢市営住宅等長寿命化計画について」、3点目が「全国菓子博覧会について」、4点目が「流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更（第4期）その後の経過について」、5点目が「水道管の破損事故その後の経過について」の5件であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎宿 典泰委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らせていただきます。

また、議員間の自由討議につきましても申し出がありましたら、随時行いたいと思います。

【自転車等駐車対策その後の経過について】

◎宿 典泰委員長

それでは「自転車等駐車対策その後の経過について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

都市整備部長。

●高谷都市整備部長

本日は、大変御多忙のところ、産業建設委員会に引き続き、産業建設委員協議会を開催いただきまことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長から御案内のありました「自転車等駐車対策その後の経過について」外2件の協議案件と「伊勢市都市公園長寿命化計画について」外4件の報告案件でございます。

詳細につきましては、各担当部署から御説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

◎宿 典泰委員長
交通政策課長。

●岡交通政策課長

それでは「自転車等駐車対策その後の経過について」御説明いたします。

資料1「放置自転車等対策について」をごらんください。

本日は、放置自転車等対策に関しての条例化、自転車等駐車場の整備等について、これまで何度か報告や協議をさせていただきましたが、この7月1日から条例が本格的に施行されることを受け、直前となるこの時期に、改めてこれまでのまとめと、今後の進め方等について説明をさせていただこうとするものでございます。

内容としましては、3点ございますが、まず1ページをごらんください。

はじめに、1点目の「放置自転車等対策の概要」でございます。

(1)に關係する根拠法令を記載しています。

「①自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づきまして、「②伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例」を昨年6月議会において議決いただき、平成25年7月10日に公布いたしました。

条例中、「禁止区域の指定等」と「協議会の設置」については、公布の日から施行し、それ以外の規定については、2つ下でございます「⑤伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の施行期日を定める規則」により、平成26年7月1日から施行することといたしました。

協議会の組織につきましては、1つ上の「④伊勢市自転車等駐車対策協議会規則」に定められております。

また、条例の運営に関し、必要な事項については、「③伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則」により規定をいたしますが、資料には平成26年6月、空白日となっております。この規則につきましては、去る6月11日に公布されましたので、恐れ入りますが6月11日と御記入いただくようお願いいたします。

次に(2)の自転車等駐車場の管理についてでございますが、「①市管理の自転車等駐車場」については、ごらんとおり、合わせて17カ所の自転車等駐車場の自転車の並べ替えなどを管理しております。

「②民間自転車預かり所」については、市で把握している分として、宇治山田駅周辺に10カ所ございます。

その他、近鉄が2カ所、宮町駅南口及び五十鈴川駅で仮駐車を設置しております。

次に「(3) 放置対策」についてですが、「①放置禁止区域の指定」については、恐れ入りますが5ページをごらんください。

ごらんとおり、近鉄宇治山田駅、近鉄伊勢市駅、JR伊勢市駅からおおむね300メートル以内で区域を指定いたしました。

また、現在のこの周辺の自転車等駐車場の位置についても表示しておりますので、参考にご覧ください。

図の真ん中より右下に白抜きで「第1（閉鎖）」と記載してありますのは、大喜様横にあります、現行の第1駐輪場で、閉鎖に向けた今後の進め方については、後ほど説明をさせていただきます。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

1ページから2ページにかけて記載しております、「②放置自転車等の措置」については、禁止区域、禁止区域外、市設置自転車等駐車場、撤去した自転車等の保管、保管自転車等の措置、費用の徴収について、この条例化を行ったことにより、可能となることなどを改めてまとめてあります。次に、3ページをご覧ください。

2点目の「放置自転車等の撤去・保管・廃棄等の流れ」を表したものでございます。

これは、先ほど説明をいたしました「②放置自転車等の措置」について、条例化したことにより可能となることも含め、放置自転車等に対して行う、今後の流れを図に示したものでございます。

上のほうの点線で囲まれた場所にあります放置自転車等について、それぞれ手続きを踏みながら、撤去を行います。

次に、撤去した自転車等については、保管をするものと廃棄をするものに分かれます。

保管場所は、中ほどに記載のとおり一次保管場所と二次保管場所があります。

撤去し、保管する自転車等については、保管台帳の作成、所有者調査を行い、盗難自転車等については警察へ移管します。所有者が判明した自転車等については、引き取り通知を出し、返還する場合は手数料の徴収があります。

連絡がない場合や、所有者が不明な場合の流れについては、60日間保管後、売却して現金保管する場合、売却不可で廃棄する場合、保管スペースがある場合はそのまま保管する場合があります、現金化したもの、現物で保管されているもの、いずれも6カ月後は、所有権が市に帰属することとなります。

次に4ページをご覧ください。

3点目の「条例施行等について」ですが、「（1）施行日」は、先ほど申しましたとおり平成26年7月1日からとなっております。

「（2）当面の対応」についてでございます。

「①周知・啓発」については、広報いせ、CATVの行政チャンネル、啓発ポスターの掲示を通じて行っております。今後、禁止区域内へ予告看板の設置を行っていく予定です。

「②指導・誘導」についてですが、1つ目の禁止区域においては、7月から条例施行が行われますが、高校や大学が夏休みの期間となることから、最初の2～3カ月程度は、原則、啓発のための指導を行う予定です。その後は、放置自転車に対しては、警告書を貼ってから、一定時間経過後に撤去を行います。

次に、2つ目の、禁止区域外については、条例施行後、自治会及び鉄道事業者等からの放置自転車の通報等により、注意書を貼ってから、7日以上経過後に撤去を行います。

次に、3つ目の自転車等駐車場については、条例施行後、長期放置と思われる自転車等に調査書を貼ってから、7日以上経過後に撤去を行います。

「③駐車場整理」ですが、1つ目の市営駐輪場については、伊勢市駅及び宇治山田駅周辺においては、日曜、祝休日以外の毎日整理を行い、それ以外の市営駐輪場においては、必要に応じて週2日程度整理を行います。

整理と平行して、長期駐車の状態把握も行うとともに、併せて、定期的に駐車台数も調査します。

2つ目の、市営以外の駐輪場については、撤去等も必要になる場合がありますので、今後、関係者と検討する必要があると考えています。

次に、先ほども少し触れました、④の宇治山田駅、大喜様の横にあります現行第1駐輪場の閉鎖に向けた考え方ですが、7月以降の早い段階に閉鎖を予定したいと考えています。

今後の、具体的な進め方としましては、現行の第1駐輪場に駐車している自転車等に、7月以降の閉鎖予告と他の駐輪場への移動のお願いをするとともに、それでも駐車している自転車等について、7月以降に第4駐輪場へ移動させる旨の案内書を、6月中に貼り、7月以降、該当する自転車を第4駐輪場に移動した後、現行第1駐輪場は閉鎖するという形で進めますが、実際には移動する自転車の台数も見極めながら、今後、調整をしてまいりたいと考えています。

以上、「放置自転車等対策について」説明申し上げました。

よろしく御協議を賜りますようお願いいたします。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に何か御発言はありませんか。

上村委員。

○上村和生委員

3ページのところで、いちおうフロー図というような形で書かれておられると思うのですが、所有者が見つかったときについては、返還をして費用の徴収を行うというふうになっているわけですね。ですけれども、右側の、連絡したけれども60日間保管するけれども相手先が現れないときについては、売却できるものは売却するということになっていますけれども、実際廃棄となると費用がかかってくると思うのですが、その辺の1台当たりの値段というのは、どうなっているのですか。

◎宿 典泰委員長

交通政策課長。

●岡交通政策課長

予算上で計上させていただいておりますのが、自転車の場合は、1台当たり315円、それから原動機付自転車ですね、こちらの場合は、3,800円で予算化をさせていただいております。

◎宿 典泰委員長

上村委員。

○上村和生委員

お金がかかるというところでありましてけれども、これももちろん市の持ち出しというような形になると思うのです。それでまあ言い方は悪いかも知れませんが、廃棄目的で放置されているという方というのも中にはみえるというふうに思うんです。これ不法投棄ということになれば犯罪というようなことにもなりかねないというふうに思うのですが、その辺の対策も含めて今後検討が必要かなと。啓蒙活動も含めて必要かなというふうに思うのですが、その辺、市としてどのよう

に考えておるのかお聞かせください。

◎宿 典泰委員長
交通政策課長。

●岡交通政策課長

実は、この流れの関係のことにつきましては、これまでも警察等とも協議を行いながら進めております。委員御指摘のところについても心配の1つの点ではございますが、まず第1義の目的は、駐輪場を確保するためとか、安全対策をするためにこれを執り行っておりますので、今の委員の御指摘の部分も今後関係機関と協議できるところについては、協議をしながら進めたいと思っております。ありがとうございます。

◎宿 典泰委員長
よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

これ、今、売却現金保管ということと、売却不可という、売れるものと売れやんものこの住み分けというのは、どういうようにしておるのかな、同じ自転車で。

◎宿 典泰委員長
交通政策課長。

●岡交通政策課長

まずですね、売ったり、この廃棄する部分というのは、基本的にこの規定については、他人さんの財産を勝手に処分することになってしまいますので、この前提というのは保管庫がなくなってしまふことが前提になっております。基本的には場所がある限りですね、6カ月間は置いておこうかなというふうには考えておりますが、これは実際にふたをあけてみて運用しないと全てわからないというところもあるのですが、基本的にはできる限り保管したいと思っております。

それで、いよいよ売らなくてはいけないということになっていったときには、専門家の人に見てもらいながらですね、売れそうなものからという感じかなというふうには理解をさせていただいております。

◎宿 典泰委員長
よろしいですか。
山本委員。

○山本正一委員

これはなあ、売れそうなものというのは、現況で売れそうなものなのか、すべて売れるんやわ。

せやもんで、やっぱそこら辺ももうちょっと勉強して、やっぱししてもらわんと結局、6カ月後に所有権は市へくるわけやで、それから売れるか売れやんか、あんた見極めるというけど、すべて売れるんやわ。それは夏山へ持って行って、ゴムのタイヤがありますやんか、ゴムのタイヤだけ外したら鉄くずで売れるんやわ。やっぱりそういう細かいようなことも考えていかんと、市の財政も厳しいんやでやっぱりその現況の新しいものは、それはもうすぐに売れるかもわからんけれども、古いやつでも売れるんやわ。やっぱりもうちょっと勉強して、どうしたらいいんかということをやっぱり考えておかないかんと思うよ。

◎宿 典泰委員長
交通政策課長。

●岡交通政策課長

ありがとうございます。勉強させていただいて、いろんな分野別に仕分けをせないかんと思いますが勉強させていただきます。

◎宿 典泰委員長

課長、そのもののさ、状況の中の判断というのをちゃんと説明せんと今みたいな話になるわな、みんな売れるんやで。よろしいか。

●岡交通政策課長

まずですね、6カ月後は今委員おっしゃっていただいたように全て所有権が市に移ります。その段階で例えばインターネット等も含めた競売をするもの、売れないものについては、最終的には鉄くずという形で売れるものであれば売らせていただくと（「売れるんさ」と呼ぶ者あり）、売ります。それからどうしても捨てざるを得ない分については、廃棄処分ということも含めてそれぞれ仕分けをしながら取り組みさせてもらいます。（「捨てやんでいいの、売れるの」と呼ぶ者あり）わかりました、ありがとうございます。

◎宿 典泰委員長

あの、315円というのは消費税の5%ということではないんですね、ないですね。何か、予算化の話で1台315円という話をされていましたがけれども。手数料です。

交通政策課長。

●岡交通政策課長

見積もりを出させていただいた中で、消費税込みでの金額ということでございます。

◎宿 典泰委員長

込みですか、わかりました。

他に御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宿 典泰委員長

ないようでありますのでこの程度で終わります。

【伊勢市都市計画公園の見直しについて】

◎宿 典泰委員長

次に、「伊勢市都市計画公園の見直しについて」を議題といたします。

当局から説明を願います。

都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは、都市計画公園の見直しについて御説明申し上げます。

都市計画公園については、平成 25 年度から見直しに向けて取り組んでおり、見直しの具体的な検討を行うにあたり、その考え方であるガイドライン（案）を作成いたしました。

それでは、資料 2-1 の 1 ページをごらんください。

まず、見直しの背景についてでございます。

伊勢市の都市計画公園は、昭和 22 年に当初決定を行いましてから、その時勢に応じて追加や変更をしております。当時と比べ社会情勢や市民の意識などが大きく変化しており、合わせて都市計画公園の必要性や求められている役割なども変化しております。

また、当初決定から未整備のままの公園が存在し、既に宅地化が進んでいたり、今後も整備の見通しが立っていません。

このような中、都市計画法の改正や地方分権の進展など都市計画制度を取り巻く環境も変化してきており、市としましてもこれらを総合的に捉え都市計画公園の見直しを検討するものでございます。

次に 3 ページをごらんください。

本ガイドラインの位置づけでございます。

本ガイドラインは、市の都市計画の将来像を示す「伊勢市都市マスタープラン」に基づき、本市の都市計画公園について計画の見直しの考え方と必要性の検証方法を示すものです。

対象区域は伊勢都市計画区域の伊勢市全域とし、都市計画公園の見直しは定期的・継続的な見直しとしておおむね 10 年毎に行うことを基本とします。

次に 4 ページをごらんください。

市には、都市計画公園と都市公園がございます。都市計画公園は、都市計画法に基づき計画決定された公園区域を指し、都市公園とは都市計画決定にかかわらず都市公園法に基づき供用、告示されたものでございます。したがいまして、都市計画公園区域のうち、供用されているところは図のように都市公園と重複いたします。

次に 5 ページをごらんください。

都市計画公園の種別でございます。

現在、伊勢市にある公園は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園で、公園例の欄に参考として公園名を記載してあります。

次に6ページをごらんください。

伊勢市において、都市公園条例に都市公園の配置及び規模の基準を定めていますので御高覧ください。

次に7ページをごらんください。

都市計画公園の現状でございます。

平成26年3月末では、都市計画決定されている公園が81カ所、面積は約137.33ヘクタールあります。うち、全て整備が済み供用しています公園は71カ所あり、面積での整備率は約62.9%となります。

続いて、都市計画公園の種別ごとの現状です。

上の円グラフは計画決定面積とその割合を、下の円グラフは供用面積とその割合を表しています。

次に8ページをごらんください。

伊勢市の都市計画公園の一覧です。赤く着色したものが未供用の公園4カ所であり、黄色で着色したものが一部供用している公園6カ所です。その位置を示したものが9ページのA3カラーの図面になります。

次に10ページをごらんください。

現状の都市計画公園の課題でございます。

1つ目は、土地利用の状況の変化で、長期間整備未着手の状態です。計画が継続されてきたため、市街化が進む中で公園区域内が宅地化されている現状があります。

2つ目は、都市計画法による建築制限でございます。

公園区域内は、都市計画法第53条により建築物の許可が必要となっています。そのため、事業化がされていない公園区域内においては建築制限が長期化しています。また、例として古市公園の写真を掲載してあります。黄色の供用区域はテニスコートの部分で、それ以外の赤色の計画区域内は既に宅地化されています。

次に11ページをごらんください。

参考として建築許可の申請件数を表にしたもので、平成元年度から25年度までの間に136件の申請がありました。

3つ目は、厳しい財政状況です。社会経済情勢の低迷などにより市の財政は厳しくなっている中、限られた財源で効果的に整備をしていくためには計画や整備手法などの見直しが必要となります。

これらの課題を踏まえ、国の都市計画法運用指針や法改正などに基づき見直しを検討してまいりたいと考えています。

次に12ページ及び13ページは、国の社会資本整備審議会の都市計画に係る考え方や都市公園法施行令改正についての内容を記載したものでございますので後ほど御高覧ください。

次に14ページをごらんください。

見直しの基本的な考え方の基本方針として、都市計画法運用指針の抜粋を掲載しており、ここに都市計画施設の変更についての考え方が示され、三重県においても下の枠内に記載がありますように「都市計画の実務に関する手引き」において長期未整備の都市計画公園の見直しに取り組む必要があるとの考え方を示しています。

次に15ページをごらんください。

見直しの方向性としては、公園の必要性に応じて存続、変更、廃止とし、見直し対象公園の抽出

については、原則として未供用面積を含む都市計画公園で、当初決定後 20 年以上経過したものとします。そして、対象となった公園についてはカルテを作成し、現状を把握します。

次に 16 ページをごらんください。

必要性については、3つの要素について検証を行い、各々の検証結果を総合的に判断するものとします。

1つ目は代替性についてで、まず都市マスタープランに位置づけているものについては、その時点で必要性が高いと評価することとします。それ以外の都市計画公園については、代替性が確保できるかを評価するために公園が有する機能を「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つであると整理をします。

次に 17 ページをごらんください。

代替機能を有するものとしては、表に示しましたとおり、海岸や河川、寺院、神社、学校などとし、いくつかの機能を分担することができると考えています。

続いて見直し対象となる公園ごとに、都市計画法運用指針に基づき、公園がどの範囲の住民を対象としているかを示す誘致距離を設定し、そのエリアに代替機能が存在するかを検証して評価を行います。

次に 18 ページをごらんください。

2つ目は、自然環境及び歴史・文化的資源への影響です。

ここで、見直し対象公園について、保全すべき自然環境や歴史・文化的資源など法令や規制内容などを確認し、公園として位置づける必要性を検討します。

3つ目は、事業の実現性の検証です。

見直し対象公園について、計画区域内の用地や建物の状況、地形や事業計画の有無、費用などを把握し、実現性の面から検証し、都市計画公園として継続していくことの必要性を検証します。

次に 19 ページをごらんください。

これまで「個別の公園を対象とした見直しの基本的な考え方について」御説明しましたものを必要性検証フロー（案）としたものでございます。

必要性の検証結果から、2項目以上必要性が高いと評価した場合は存続、1項目以下であれば変更または廃止とします。

次に 20 ページをごらんください。

公園を見直した結果に基づき、対象区域全体の公園を検証する基本的な考え方を示してございます。

ここでは、都市計画法施行令に定められており、また、市の条例におきましても同様の基準として掲げております都市公園の住民1人当たりの面積10平方メートル以上を目標としています。

次に資料2の2、A3カラーの図をごらんください。

本ガイドライン（案）により抽出した見直し対象都市計画公園でございます。赤色が全く供用していない公園で4カ所、黄色が一部供用している公園で5カ所ございます。今後、パブリックコメントを経て、当ガイドラインが、まとまりましたら、この公園を対象として検討を進める予定です。

次に資料2の3をごらんください。

都市計画公園の変更についてのスケジュール予定でございます。

本日、御協議いただきました後、7月頃にパブリックコメントを実施させていただき、8月頃に都市計画審議会及び議会にその報告と素案をお示ししたいと考えています。

引き続き、都市計画審議会及び議会への御説明・御協議をさせていただきながら住民説明会なども経て、2月頃に都市計画審議会の審議・答申をいただきたいと思いますと考えています。

以上、都市計画公園の見直しについて御説明申し上げました。

御協議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。

今の説明に対しまして、何か御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

ないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

2時10分まで休憩します。

(午後2時 2分 休憩)

(午後2時10分 再開)

【第2次行財政改革大綱の総括について】

◎宿 典泰委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に「第2次行財政改革大綱の総括について」を御協議願います。

当局の説明をお願いいたします。

情報調査室長。

●椿情報調査室長

それでは、「第二次行財政改革大綱の総括について」御説明申し上げます。

資料は、「第二次行財政改革大綱総括」とタイトルのある資料3-1と、「実施計画結果」とタイトルのある資料3-2の2つでございます。

資料3-2は、取組項目を関係委員協議会別に振り分けて記載をさせていただいてあります。また、末尾には「取組項目達成状況一覧表」を添付させていただいております。

本日は、この資料の個別項目の説明は割愛させていただきますので、御了承をお願いします。

今回は、「総括」ということでございますので、行革大綱の体系別にまとめました資料3-1の説明をさせていただきます。

1ページを御高覧ください。

「第二次行財政改革大綱」は、「住民満足度の向上」を大きな目標に掲げ、これを達成するため、「財政改善」、「情報戦略」、「効率化」という3つの柱とその下に連なる12の基本方針を定め、平成22年8月に策定いたしました。その後、同年12月に基本方針別に取り組項目をまとめた「実施計画」を作成し、行財政改革に取り組んでまいりました。

平成 25 年度末で 4 年間の計画期間が終了いたしましたので、それぞれの基本方針ごとにその取り組みを振り返り、総括をいたしましたものでございます。

柱の 1 番目、財政改善では、3 つの基本方針に取り組みました。

「①歳入の一層の確保に努めます」の項では「債権回収対策室」を設置し、徴収体制を強化しました。また、「国民健康保険料や介護保険料のコンビニ収納システムの導入」や「上下水道料金のクレジットカード決済の導入」により、納付機会の拡大を図るとともに利用者の利便性及びサービスの向上を図りました。

そのほか、「広告収入の獲得」や「公有財産の売却」等に取り組みました。

続いて、2 ページをお願いいたします。

「②歳出の見直しを図ります」の項では、「人件費の削減」、「事業総点検」のほか事務事業の見直しや補助金等の見直しなどに取り組みました。

4 ページをお願いいたします。

「③財政状況をわかりやすく伝えます」の項では、予算・決算の時期に発行する「ことしの予算」、「行政活動報告書」、「広報いせ」等を通じて、わかりやすさを念頭に情報提供に努めました。

柱の 2 番目、「情報戦略」では、5 つの基本方針に取り組みました。

「①魅力的な情報を発信します」の項では、ホームページにさまざまな機能を付加・強化するなどして、より魅力的で見やすいように見直しを図りました。

また、ケーブルテレビの行政番組もタレントの起用や新コーナーを設けるなど、親しみやすい番組づくりに取り組みました。

「②風通しの良い行政運営をします」の項では、「市民向けの予算・決算情報の充実」の取り組みで、予算情報として「ことしの予算」を、また、決算情報として「行政活動報告書」を発行いたしました。「事業情報の発信」では、全ての予算事業の情報をホームページ上で公開しました。

「③情報を重視して事業を実施します」の項では、「公共施設に関する情報の整理」で、平成 24 年 8 月に公共施設マネジメント白書を発行しました。

また、市のさまざまな事業や取り組みについて、どれくらいのコストが必要なのかを計算した、「行政サービスのコスト集」を作成し公表いたしました。

次に、5 ページをお開き願います。

「④市民の皆さんの声を市政に生かします」の項では、「市民意向の調査」で、各課で行われているアンケートを整理し、まとめることで、効率的なアンケート調査を実施しました。

「⑤庁内情報を整理します」の項では、「庁内データベースの整備」をはじめとした電子データ化や、庁内情報を整理する取り組みなどにより情報の共有化を図りました。

柱の 3 番目、効率化では、4 つの基本方針に取り組みました。

「①アウトソーシングを進めます」の項では、ハートプラザみそのや産業支援センターなどに「指定管理者制度」を導入しました。また、諸業務の「民間委託」などアウトソーシングを進めました。

6 ページをごらんください。

「②改善運動を展開します」の項では、日々の業務において、業務改善、職員提案を全庁的に広げ活性化する運動を展開するために、「カイゼン」制度を構築しました。

「③業務・制度の簡素化・効率化を進めます」の項では、「事業関係書類の電子データ化」、「教育用コンピュータ管理の効率化」など業務の効率化に取り組みました。

7 ページをお願いします。

「④職員が活気を持って働く環境を作ります」の項では、「多様な働き方の検討」、「職場面談の充実」に取り組みました。

最後に、7ページから8ページにかけて、全体のまとめを行っています。

「財政改善」においては、30項目の取り組みを実施しました。

歳入確保の取り組みでは、合計で約2億9,500万円の効果額を得られました。

歳出見直しの取り組みでは、人件費の削減で約24億8,500万円、事務事業の見直しで約2億4,000万円、補助金等の見直しで約6,200万円、合計で約27億8,700万円の削減効果を得られました。

「財政改善」では、人件費を中心とした歳出削減に取り組みながらも、一方で行政運営の質の向上を図りながら、財政状況の改善に努めました。

次に、「情報戦略」においては、13項目の取り組みを実施しました。

「情報戦略」では、行政運営に必要な情報を効率的に収集し、また、保有する情報を、わかりやすく市民の皆さんに発信していくことにより行政運営の透明性を高めることができました。同時に、庁内情報を整理し、情報の共有化を図ることにより業務の効率化が図られました。

続いて、「効率化」においては、24項目の取り組みを実施しました。

アウトソーシング推進やカイゼン制度の構築など、各課において業務や制度の見直しを行い、一層の事務の効率化を図りました。

以上の取り組みの結果、合計67の実施項目中57項目の取り組みを達成し、達成率は85.1%となりました。計画期間内に達成することができなかった取り組みにつきましては、今後も引き続き取り組んでいくとともに、達成項目についても継続すべきものは継続して実施していきます。

今回の行財政改革における各種取り組みの結果、合計約30億8,200万円の財政的効果があり、一定の成果をあげることができたと考えております。しかしながら、人口減少による税収の減少や少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加など、依然として本市を取り巻く環境は厳しいことが予測されるため、今後も引き続き、社会環境等の変化に柔軟に対応することができる市役所を目指し、更なる行財政改革へ取り組んでいきます。

以上、「第二次行財政改革大綱の総括について」御報告させていただきました。

よろしく御協議をいただきますようお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。

当局からの説明をいただきましたけれども、何か御質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市都市公園長寿命化計画について】

◎宿 典泰委員長

続いて、報告案件に入ります。

「伊勢市都市公園長寿命化計画について」の御報告を願います。
維持課副参事。

●安藤維持課副参事

それでは、伊勢市公園施設長寿命化計画につきまして御報告申し上げます。

まず、資料4の伊勢市公園施設長寿命化計画の1ページをごらんください。

計画策定の目的でございます。

近年、都市公園においては、施設の老朽化等に伴う劣化や損傷が多くみられ、子どもをはじめ利用者の安全確保を最優先することが必要であり、このような施設についてはより厳密に施設の安全性や機能が失われないよう予防していくことが求められています。

市が管理する公園は高度成長期から順次整備してまいりましたが、30年以上経過している公園もあり、老朽化が進行し、今後必要となる施設の更新・修繕費用の増大が懸念されます。

このため、安全で快適な利用の確保をすべく、計画的な予防保全対策により公園の長寿命化を図り、維持管理費の低減や事業費の平準化を目指すことを目的としています。

市が管理する都市公園の整備状況は平成25年8月31日現在、対象公園数は216カ所、面積は126.53ヘクタール、市民1人当たりの公園面積は9.7平方メートルです。

計画の期間といたしましては、平成26年度から平成35年度までの10年間、計画対象公園は表のとおり風致公園、運動公園等216公園、また、公園施設数は園路広場、修景施設等2,337施設を対象といたしました。

次に2ページをごらんください。

計画の策定については、平成21年4月、国土交通省都市地域整備局長より通知があり、超寿命化計画を策定することで社会資本整備総合交付金を受け事業化を図るため、国土交通省の「計画策定指針（案）」に準じ、平成24年11月から平成26年3月までの期間に公園施設の現地調査を実施するとともに、その結果を踏まえて各公園施設の判定を行いました。

対象施設は事後保全型管理施設と予防保全型管理施設の2つに分けられます。

事後保全型管理施設とは日常的な維持管理を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で、取り替えを行い管理する施設をいいます。

また、予防保全型管理施設とは劣化や損傷を未然に防ぎ長持ちさせることを目的に、計画的に手入れ、修繕を行い管理する施設をいいます。

施設の健全度判定基準といたしましては表のとおりAからDランクに区分いたします。

まずAランクは、全体的に健全である、緊急な補修の必要はないので日常の維持保全で管理するもの。

Bランクは、全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している、緊急な補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で劣化部分について定期的な観察が必要なもの。

Cランクは、全体的に劣化が進行している、現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な改修、もしくは更新が必要なもの。

Dランクは、全体に顕著の劣化が見られ、重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの、としております。

次に3ページをごらんください。

ここに計画策定の手順をフローで示してございます。

まず、予備調査を行い、遊具以外の小規模な施設は事後保全型とし、計画の対象外とします。それ以外は健全度調査を行い、健全度をAからDランクに分類します。ここで遊具は予防保全型とします。

次に遊具以外の各施設において維持管理費の縮減効果検証を行い、効果があるものは予防保全型、効果のないものは事後保全型とします。

次に健全度判定結果を表に示してございます。

表のとおり施設数は2,337施設、A判定が660施設、B判定が862施設、C判定が809施設、D判定が6施設という結果になりました。D判定施設につきましては危険であることから、現在使用停止または撤去をしております。

次に4ページをごらんください。

年次計画について御説明申し上げます。

伊勢市の公園はこれまで、人口増加に合わせて順次整備してきました。その改築時期も同様に順次訪れるものでありますが、施設の健全度を見ながら、整備等の更新時期が重ならないように更新費用の平準化を図ります。

修繕、更新の時期は、健全度判定結果を踏まえませんが、伊勢市の都市公園は216カ所と多く、健全度評価がC・D判定の施設も多くあります。このことから緊急度の高いC・D判定の施設を優先順位のもと、対象期間の前半に整備を行い、A・B判定の施設については、随時、期間の後半で補修等の整備を行います。

基本的には公園単位で整備を行い、緊急度の高い判定結果のある施設を備えている公園から整備を行います。

整備公園数は10年間で319カ所を計画しております。これは1公園を複数年整備するものも含まれておりますので、純粋に公園数としては208公園が対象となります。

また整備施設数は2,229施設ありますが、前ページ掲載の健全度判定結果数2,337施設と異なりますのは、10年間の計画に入れる必要のないA判定施設が108施設あるためでございます。

概算整備費といたしましては10年間で5億3,314万8千円としています。

次に5ページをごらんください。

長寿命化対策の実施効果について御説明申し上げます。

実施効果は単年度当たりの維持管理費の縮減額で表します。縮減額の求め方は、各施設の長寿命化対策をしない場合の年当たり費用から、長寿命化対策をした場合の年当たり費用を引いた額とします。

長寿命化対策をしない場合の年当たり費用は、更新費用を使用制限期間で除した金額とし、長寿命化をした場合の年当たり費用は、定期的な補修により使用制限期間が延びることから、補修費用に補修回数に乗じた額に更新費用を加えた額を、延命した使用制限期間で除した金額とします。

その結果、処分制限期間経過直後で更新した場合と比べ、単年度あたり、967万8千円のコスト縮減を図ることができます。

このように、長寿命化計画を策定することにより、公園施設の損傷を小規模な間に補修、更新を行うことで長寿命化が図られ、従来の破損してから更新を行う事後保全型で管理を行った場合に比べ、経費縮減について期待できるものと考えております。

資料の後ろに、対象となる公園の詳細と位置図を添付してございますので、後ほど御高覧ください。

以上「伊勢市公園施設長寿命化計画について」御報告いたしました。
よろしく願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。
報告案件でありますけれども何か御発言があれば。
よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

それでは、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市営住宅等長寿命化計画について】

◎宿 典泰委員長

次に「伊勢市営住宅等長寿命化計画について」の報告を願います。
建築住宅課副参事。

●富山建築住宅課副参事

それでは、「伊勢市営住宅等長寿命化計画について」御報告申し上げます。
資料5をごらんください。

長寿命化計画の策定については、平成21年3月、国土交通省住宅局長より通知がなされました。
その中で、平成26年度以降は、長寿命化計画による事業でなければ、公営住宅等ストック総合改善事業に係る社会資本整備総合交付金の対象とならないことから、国土交通省の計画策定指針に基づき、このたび、伊勢市営住宅等長寿命化計画の策定を行ったところでございます。

それでは、資料の1ページをごらんください。

計画策定の目的でございます。

まず「①背景」といたしましては、伊勢市の市営住宅は、昭和40年代から50年代に建設された住宅が多く、既に耐用年数を超過している住宅や躯体等の補修が必要な住宅がいくつかみられます。今後、これらを一斉に更新することはコスト面から不可能であり、今ある住宅を今後も長期的に活用するための取り組みを進めていく必要があります。

このため、「②目的」といたしまして、市営住宅等の効率的かつ円滑な維持管理の実現に向け、予防保全的な管理や改善を推進し、長寿命化による更新コストの削減と事業費の平準化等を図ることでございます。

「③計画の対象となる団地」は、市が管理しております、すべての団地で、戸数としましては、市営住宅988戸、特定公共賃貸住宅6戸、改良住宅36戸、合計で1,030戸となります。

2ページをごらんください。

図1では、団地別の管理戸数を示しております。

3ページから5ページには、各団地の管理概況としまして、建設年度、棟数、戸数、構造等の一

覧を、6ページには、各団地の位置図を示してございます。

7ページをごらんください。

計画期間は、平成26年度から平成35年度の10年間としております。

ただし、社会情勢の変化、事業の進捗状況等に応じ、5年を目処に見直しも行うことといたします。

次に、「4. 長寿命化に関する基本方針」でございまして。

①ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針としまして、定期的な点検で状態の把握をし、適切な維持管理を実施いたします。

また、修繕履歴データを整理し、履歴に基づいた的確な修繕・改善を実施します。

②長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針としまして、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施し、市営住宅等の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

長寿命化にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮し、居住性や安全性の向上に努めていきます。続きまして8ページをごらんください。

「5. 長寿命化を図るべき市営住宅等の判定」でございまして。

国の策定指針に示された選定フローにより、市が管理しております市営住宅等1,030戸のすべてについて、どのような活用手法にすべきか、判定を行いました。1次判定では、築年数や需要といった団地及び住棟単位の社会的特性による判定、2次判定では、1次判定で継続判定となった住棟を躯体の安全性や避難の安全性といった物理的特性による判定を行いました。

9ページをごらんください。

3次判定では、1次・2次判定の結果を踏まえ、団地単位の総合的な判定を行いました。これら1次判定から3次判定を行った結果を「(2) 判定結果」の表に示してございます。

表をごらんください。管理戸数の合計 1,030戸のうち、表の一番下の137戸については、耐震性の問題や老朽化等の理由により用途廃止を行います。

1,030戸から137戸を差し引いた893戸が、維持管理をしていく予定戸数となります。維持管理予定戸数893戸のうち、修繕対応戸数が374戸、改善予定戸数が519戸となります。修繕対応戸数の374戸については、現状を維持するために、定期的な点検を行います。そして、改善予定戸数の519戸については、長寿命化を図るための改善を行います。

次に10ページをごらんください。

「6. 公営住宅等による要支援世帯の推計及び供給可能戸数」でございまして。

ここでは、計画期間の10年間における、公的な支援が必要な世帯数を算出した結果、490世帯となりました。

この算出については、国土交通省が作成した「公営住宅供給量算定プログラム」により行いました。

11ページをごらんください。

ここでは、市営住宅と県営住宅で、何戸の住宅が供給可能であるかの算出を行いました。仮定条件としまして、市営住宅は、988戸から、耐震移転対象の58戸と募集停止している79戸を除いた維持管理予定戸数の851戸、県営住宅は、市内にある135戸を目標年次まで管理しているとの仮定のもとに、供給可能戸数の推計を行いました。市営住宅851戸、県営住宅135戸に、それぞれの平均退去率、市営住宅4.3%、県営住宅7.6%をかけて推計しましたところ、市営住宅が365戸、県

営住宅が102戸、合計で467戸が供給可能な戸数となりました。

この結果から、市営住宅の需給バランスは、計画期間10年間で、公的な支援が必要な世帯数が、490世帯に対して、供給可能な戸数が、市営住宅と県営住宅を併せて、467戸となり、23戸が不足します。

しかし改良住宅を活用することで、15戸が供給できると想定されるため、供給可能戸数は、482戸となりますので、需給バランスはおおむね図られていることとなります。

12ページをごらんください。

「7. 市営住宅等における建替え事業の実施方針」ですが、計画期間中の公営住宅の需給バランスは、おおむね図られていることから、計画期間内には、建替えは行わないことといたします。

次に「8. 長寿命化のための維持管理計画」でございます。

(1)の修繕対応を行う住宅は、9ページの判定結果にあります修繕対応戸数の374戸で、計画期間内に耐用年数の2分の1を超えない新しい住宅については、標準修繕周期を踏まえた定期的な点検や通常修繕を実施し、それ以外の住宅については、居住者が安全に暮らせるよう定期的な点検により確認を行います。

次に、改善予定戸数の519戸については、(5)長寿命化型による予防保全的な改善を行い、居住性向上型や福祉対応型も必要に合わせて計画的に実施していく予定です。

13ページをごらんください。

「9. 長寿命化のための維持管理による効果」でございます。

予防保全的な修繕や耐久性の向上に資する改善等を実施することで、建物の耐久性・安全性が向上し、長寿命化が図られ、「ライフサイクルコスト」の縮減が図られます。

中ほどに、長寿命化のイメージ図を示させていただきました。

例えば、日常修繕しか行わなかった場合は、50年で使用限界を迎え、建て替えを行っていた市営住宅が、一定の経過時期に長寿命化の改善事業を行うことで、住宅の性能が向上し、使用限界が70年となり、20年間使用期間が延びることが期待できることを示しているイメージ図でございます。

14ページをごらんください。

長寿命化型改善の対象となる519戸について、その改善効果の算出を行いました。算出の考え方は、国の策定指針にある「ライフサイクルコスト算出の基本的な考え方」により、長寿命化計画に基づく長寿命化型改善事業を実施する場合、実施しない場合、それぞれの場合について、建設時点から次回の建て替えまでに要するコストを算出し、住棟単位で、年あたりのコスト比較を行うものです。

表2に、長寿命化型改善を行った場合の、各団地別のライフサイクルコストの縮減効果額を示してございます。

長寿命化型改善を実施する19団地、519戸、すべてにおいて縮減効果があり、合計で年間842万1千円、計画の10年では、8,421万円のライフサイクルコストの縮減効果が期待できるとの結果となりました。

つきましては、この長寿命化計画に基づきまして、市営住宅等の適切な維持管理を行い、計画的に長寿命化のための改善等を実施してまいりたいと考えております。

以上「伊勢市営住宅等長寿命化計画」について御報告いたしました。

よろしくお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。

特に、御発言はありませんか。

山本委員。

○山本正一委員

この、委員長にちょっと申し入れをしたいのですが、今の公園施設長寿命化計画もさることながら、今のこの住宅等長寿命化計画、字を読んだら大体わかるんで、当局はもうちょっとやっぱり簡素にして、何かやらんと、これどんどん読んでおるだけの話で、もうちょっとやっぱり説明も簡潔にせんと、ポイントをやって、こういうことなんで、こうなんやと、一個一個言うたところで、これ見ておるだけの話やろ。もうちょっと委員長、簡潔に説明するように次回から申し入れをしてもらわんと、もう時間、25分やな、2つで。まあひとつよろしく願いますわ。委員長に申し入れをしたいんで。

◎宿 典泰委員長

そんなことですので。私にもわかるようにしてください。

以上で終わります、辻委員。

○辻 孝記委員

12ページに載っておりました長寿命化のための維持管理計画の中で、修繕対応であったり、安全性確保は当然のことですが、それでまた、福祉対応型というふうな形でありました。これから高齢者の方が増えるということも考えられますことから、この福祉対応型を重視するような考え方というのもやっぱり必要ではないかなと。入っておるので当然考えてはもらっていると思いますが、その辺はどれくらいの割合を考えておられるのかだけでも教えてくれませんか。

◎宿 典泰委員長

副参事。

●富山建築住宅課副参事

この福祉対応型につきましては、当然手すりとかバリアフリー化云々ということになると思いますが、現在の市営住宅の中でも、手すり等も設置させていただいている住宅もございますが、設置されていない住宅等につきましては、市営住宅入居者もかなり高齢化の部分もございますので、長寿命化にあわせて、適時改善等も行っていきたいと考えております。

◎宿 典泰委員長

よろしいですね。

はい、杉村委員。

○杉村定男委員

11 ページの耐震移転対象戸数 58 戸と募集停止戸数 79 戸の 137 戸を除いたとありますが、その現況とですね、その 137 戸の今後の対応について説明をお願いいたします。

◎宿 典泰委員長

副参事。

●富山建築住宅課副参事

137 戸につきましては、耐震移転の部分が 58 戸ございます。この方々につきましては、住宅の耐震性が確保されていないということで適時他の市営住宅等への移転等を交渉しておるところでございますが、やはり住み慣れたところで過ごしたいという御意見もございます。しかしながら命に関わる問題でございますので、今後とも鋭意、他の耐震性の確保された市営住宅への移転を説得というか、移転を進めていきたいと考えております。

ただ、募集停止戸数 79 戸につきましては、現在も入居されている方も数多くおられますが、空き家につきまして、今後それを、新しく入居者を募集するために修繕をすることは他の住宅に比べてかなりコスト面でかかるということがございまして、それら一部の住宅については募集停止をしておるという状態になっております。

◎宿 典泰委員長

杉村委員。

○杉村定男委員

このまま期間中は放置しておくというような考えでよろしいのですか。

◎宿 典泰委員長

副参事。

●富山建築住宅課副参事

現在の 79 戸の部分について…、募集停止している住宅に入居している方につきましては、まずは優先的に移転対象の方をさせていただいて、その後、また、移転等の交渉も始めさせていただきたいと考えております。

◎宿 典泰委員長

杉村委員。

○杉村定男委員

修理はもうしないということで理解をさせていただいてよろしいですか。

◎宿 典泰委員長

副参事。

●富山建築住宅課副参事

現時点では、住んでいただくことをという前提にありますので、まずは耐震性の住宅を交渉させていただいて、その後、その他の、廃止、募集停止をしている団地につきましても入居者に対して移転等の話をさせていただきますけれども、まず現在のところはそのような話は、その住宅についてはいたしておりません。

◎宿 典泰委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

本件につきましてはこの程度で終わります。

【全国菓子博覧会について】

◎宿 典泰委員長

次に「全国菓子博覧会について」の報告を願います。

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは「全国菓子大博覧会について」御報告を申し上げます。

全国菓子大博覧会は、日本の地方博覧会のひとつでございまして、和菓子を中心に洋菓子やスナック菓子等も含めた日本最大の菓子業界の展示会で、全国菓子工業組合連合会などが主催しております。

昨年、広島市で開催されました第26回の博覧会の期間中に次回、つまり第27回全国菓子大博覧会は、2017年（平成29年）に三重県津市で開催することが決定され、その旨周知されておりましたけれども、去る5月27日に開催されました全国菓子工業組合連合会総会におきまして、開催地が津市から伊勢市に変更されたものでございます。

このことにつきましては、来る6月15日発行予定の業界紙「菓子工業新聞」に掲載されると伺っておりますけれども、それに先立ちまして産業建設委員協議会に御報告を申し上げます。

お手元の資料6を御高覧ください。

この資料は、三重県菓子工業組合様の基本構想を参考に作成いたしております。

資料の1ページを御高覧ください。

伊勢市で開催されます博覧会の名称は「第27回全国菓子大博覧会・三重」、愛称は、仮称でございまして「神都いせ菓子博2017」、テーマは「お菓子がつなぐ「おもてなし」を世界へ」、開催期間は平成29年4月21日金曜日から5月14日日曜日までの24日間、午前10時から午後6時まで、ただし最終日は午後5時までを開場時間といたしております。

会場は、三重県営サンアリーナ及びその周辺、来場者数は60万人を目標に掲げ、事業費は12億8千万円の予定ということでございます。

また、会場のイメージパース、現時点でのゾーニング及び施設配置計画を2ページ以降に添付いたしておりますが、これらは今後変更される可能性もあることをお含みいただき御参考になさっていただければと存じます。

現時点で私どもが把握しておりますのはこの程度でございますが、今後何らかの大きな動きがあった場合など、適時に協議会への御報告をいたしたいと考えております。

なお、博覧会の実行委員会は、来年4月に設立予定と伺っておりますが、それまでの間も開催地の市といたしまして、三重県菓子工業組合様をはじめ関係団体との連携を密にいたしまして、事にあたってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か御発言はありますか。

辻委員。

○辻 孝記委員

すいません、先日、産業建設委員会で広島のほうに視察へ行かせていただきましたところ、課長も一緒に同行していただきましたけれども、今回津が手をあげていて、伊勢のほうに変わってきたというところがありますが、この辺の本来の経過というところを少し教えていただきたいと思えます。伊勢のほうの手をあげられたという、開催場所です。

◎宿 典泰委員長

産業観光部長。

●三浦産業観光部長

今、課長の説明にありましたように、三重県の中で津市というふうに先の広島の大会のときに決めていただきました。それでその後で、三重県の会長さんのほうが津の方ですが、やはり三重県で開くには伊勢が一番、ふさわしいのではないかと、そのようなことも菓子工業組合のほうでもお話がございまして、今後改めて協議をしていただいた結果、伊勢に開催を変更していただいた、そういう経緯でございます。

◎宿 典泰委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

そういう経過というのは、わかりました。今回、この場所の選定、サンアリーナということに関しては、すごく、広島とは全然違うような雰囲気になると思います。かと言って、サンアリー

ナの奥のほうには工業団地等もございますが、その辺との絡みとか、今パークアンドバスライド等も活用されていることも考えまして、その辺のところというのは、話し合いというのはどうなっておられるのかだけお聞かせください。

◎宿 典泰委員長
産業観光部長。

●三浦産業観光部長

御指摘のとおり、今パークアンドバスライド等で先ほども交通の件でお話がありましたように、利用されている土地を博覧会の会場に使うということになります。そういったことで当然駐車場の問題等も大きな課題というふうに認識をしております。それと、奥に工業団地ということで、既に操業をされておる事業所様もございますので、そちらの皆様方の協力も前提条件になろうかと思えますので、その辺も先ほど課長がお話させていただいたように、これから地域の皆さん、関係の皆さんと御相談申し上げて進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

◎宿 典泰委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。心配するのは、もう後3年しかないということですね、3年後に。しかもゴールデンウィーク期間という大事な期間ということもありますので、その辺をしっかりと協議していただかないと、せっかく大きなイベントを持ってきていただいても、失敗すると大変なことになりますので、その辺しっかりと留意されて取り組まれるようお願いいたします。

◎宿 典泰委員長
他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長
本件につきましてはこの程度で終わります。

【流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更（第4期）その後の経過について】

◎宿 典泰委員長

次に「流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更（第4期）その後の経過について」を御報告願ひます。

下水道建設課長。

●倉野下水道建設課長

それでは、「流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更（第4期）その後の経過について」御説明申し上げます。

本案件につきましては、平成24年11月5日及び平成25年2月12日にお開きいただきました産業建設委員協議会におきまして、御報告申し上げ、御協議いただいたものでございます。

本日は、これまでの経過と今後の予定について御説明申し上げます。

一部前回の御報告と重複しておりますことを御承知おきください。

資料7-1をごらんください。

「流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更（第4期）」については、平成24年11月5日に産業建設委員協議会に御報告申し上げた後、伊勢市下水道事業審議会において2回にわたる審議をいただき、平成25年1月24日に開催されました下水道事業審議会で「流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更（第4期）」については、これを妥当と認めるとの答申をいただきました。

同年2月12日、産業建設委員協議会に御報告後、三重県県土整備部下水道課、同伊勢建設事務所宮川下水道室と協議を重ねてまいりました。

その結果、本年3月28日に下水道法に基づく事業計画の変更協議を完了、5月27日には都市計画法に基づく事業認可を取得し、関連する法定手続きを完了したことから、基本設計等の事業を開始しております。

資料7-2をごらんください。

緑色に着色してありますのが整備完了もしくは事業中の区域で、面積は1811.1ヘクタール、赤色が第4期の事業計画区域で、面積は249.3ヘクタール、水色が全体計画の残りの区域で、面積は1497.6ヘクタールでございます。

当初、二見町光の街を第4期の計画区域としておりましたが、計画期間内に県流域幹線の完成が困難であるとの見込みになったことから、いったん計画区域から除き、今後、幹線の進捗にあわせながら対処していきたいと考えております。

なお、この第4期事業計画につきましては、広報いせ7月15日号に掲載し、市民の皆様へお知らせさせていただく予定です。

恐れ入りますが資料7-1にお戻りください。

今後の予定でございますが、第4期事業の受益者負担金につきましては、現行の算出根拠を基本とした案を下水道事業審議会にお諮りし、8月に答申をいただく予定でございます。

その後、産業建設委員協議会におきまして御協議いただき、条例改正等の手続きを進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、「流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更（第4期）その後の経過について」、御報告申し上げます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。

本件につきまして、何か御発言はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宿 典泰委員長

本件につきまして、この程度で終わります。

【水道管の破損事故その後の経過について】

◎宿 典泰委員長

それでは、最後になりますが「水道管の破損事故その後の経過について」の報告をお願いいたします。

上水道課長。

●前村上水道課長

それでは、「水道管の破損事故その後の経過について」、平成 25 年 12 月 19 日の産業建設委員協議会で御報告させていただきました水道管の破損事故後の経過につきまして概要を御説明申し上げます。

資料 8 をごらんください。

まず、前回の協議会で御報告申し上げました事故の概要についてであります。発生は昨年 12 月 13 日午後 11 時頃で、復旧いたしました 12 月 15 日の午前 3 時 45 分までの約 29 時間弱にわたり濁水が発生し、世帯数で約 1 万 500 世帯、約 2 万 3,700 人の市民の方々に影響を及ぼし、御迷惑をおかけしたものでございます。

給水活動におきましては、最終的な給水量としまして、給水袋が 7,680 袋、備蓄用飲料水ペットボトルが 1 万 1,952 本となりました。

次に「2 その後の経過」でございますが、事故復旧の翌 12 月 16 日から東邦ガス株式会社と今後の対応と補償に関する協議を開始いたしております。東邦ガスの事故後の対応体制としましては、市民からの情報に対応するために社員を二見総合支所の上下水道部に 3 日間派遣し、これと並行して船江 2 丁目にあります東邦ガス伊勢サービスセンターにも 10 名程度が常駐する体制を年末年始を除く 1 月中旬まで継続して、その後は津市の東邦ガス導管部三重センターに拠点を移して個別被害の情報収集や対応を行ってまいりました。

今回の事故に伴う損害に対する補償につきましては、延べ 20 回の協議を行い、東邦ガスからの損害額約 940 万円の支払いの合意に至っております。

今後は双方による合意書を締結させていただき、速やかに損害額の支払いを受ける予定でおります。

最後に「3 事故発生の要因等」でございますが、今回の事故におきましては、東邦ガスが設計のために行いました事前の埋設確認をはじめ、現地立ち会い、施工現場確認等の各段階におきまして、これらの実施に不十分な点が確認されており、このために発生した事故であると結論づけをいたしました。

これらの問題点に関しましては、東邦ガスから再発防止策を報告書として文書で提出をいただき、東邦ガスに限らず我々上水道課も今回の事故が発生した大口径管路などの重要構造物周辺の情報を積極的に出していくなど、今後は双方がスキルアップを図っていくよう再発防止策の確認を行ったところでございます。

以上「水道管の破損事故その後の経過について」御報告申し上げました。
何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして、何か御発言はありますか、よろしいか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

それでは本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後3時2分